

(3 6) 社会福祉施設

提案基準 3 6 「社会福祉施設」

社会福祉施設で、次に掲げる要件に該当し、やむを得ないと認められるものについては、法第34条第14号又は令第36条第1項第3号ホの規定により開発審査会に附議することとする。

- 1 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は更生保護事業法(平成7年法律第86号)第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する施設(以下「社会福祉施設」という。)であること。
- 2 設置及び運営について、当該社会福祉施設を所管する部局との協議を了していること。
- 3 地元市町村の福祉施策、土地利用計画、環境の保全、周辺地域の状況等に照らし支障がない旨の当該市町村長の同意があること。
- 4 社会福祉施設を立地する理由が、次の各号のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 近隣に關係する医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設と当該許可に係る社会福祉施設のそれぞれがもつ機能が密接に連携し立地又は運営する必要がある場合
 - (2) 当該施設を利用する者の安全等を確保するため立地場所に配慮する必要がある場合
 - (3) 当該施設が提供するサービスの特性から、計画地周辺の優れた自然環境が必要と認められる場合など、計画地周辺の資源、環境等の活用が必要である場合
 - (4) 当該施設の立地に関し、当該市町村における社会福祉施設の適正配置などの観点から、計画地の周辺地域において当該施設と同一の施設が存しないことなどにより、市町村がその立地を図る必要があるとして積極的に推進している場合
- 5 建築計画については、次の各号のすべてに該当すること。
 - (1) 施設の配置、内容、規模等が適切であり、建蔽率が60パーセント以下、容積率が200パーセント以下、高さが原則として15メートル以下であること。
 - (2) 施設の入所定員は、原則として200人未満であること。
 - (3) 周辺地域の景観と調和していると認められるものであること。
- 6 原則として自己の業務用であること。また、当該業務を行い得ることが証されるものであること。
- 7 敷地計画については、必要な駐車スペースが確保され、かつ敷地外周部が適切に緑化されている等周辺の環境に配慮された良好なものであること。

＜留意事項＞

- ア 要件1の規定は、単に事務所としての用に供する等、施設内において福祉的利用がなされないものを除く。ただし、病院、診療所又は他の福祉的利用の用に供する施設に併用して立地する場合は、この限りでない。
- イ 要件1及び要件2については、当該社会福祉施設を所管する部局の意見書により確認する。
- ウ 要件3及び要件4(4)については、地元市町村長の意見書により確認する。
- エ 要件5(1)のうち、建蔽率、容積率及び高さについては、開発許可の場合には法第41条第1項の規定による制限として、法第42条第1項ただし書許可又は法第43条第1項の許可の場合には法第79条の規定による許可条件として付加する。
- オ 要件5(2)については、必要に応じて当該社会福祉施設を所管する部局の意見書により確認する。

【解説P19, P21～P23, P88参照】